

令和7年（2025年）11月4日

第一三共ヘルスケアダイレクト株式会社御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206 金沢市北寺町へ9番地3

E-mail : info@csnet-ishikawa.com

TEL : 076-254-6733 FAX : 076-254-6744

[連絡先] 金沢合同法律事務所

弁護士 渡邊 智美

〒920-0931 金沢市兼六元町9-40

TEL : 076-221-4111 FAX : 076-221-4994

## 申入れ書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人は、平成29年（2017年）5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れをいたします。つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますよう、お願い致します。

なお本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

### 第1 申入れの趣旨

1 貴社の使用する利用規約<sup>1</sup>（以下、単に「規約」といいます。）のうち、「当

---

<sup>1</sup> 利用規約は、次のサイトに用いられているものを参照しました。

社は、利用者への事前通知、承諾なしに本規約を変更できるものとします。」と定める条項（以下、条項①と言います。）について、削除ないし消費者契約法に適合するよう修正することを求めます。

- 2 規約のうち、「利用者と当社との間で問題が生じた場合には、双方が誠意をもって解決にあたるものとし、解決が困難かつ訴訟の必要が生じた場合は、高松地方裁判所を利用者と当社の合意管轄裁判所とします。」と定める条項（以下、条項②と言います。）について、削除ないし消費者契約法に適合するよう修正することを求めます。
- 3 規約のうち、「利用者の売買代金不払いその他本規約違反行為によって、損害賠償義務が発生し、その請求回収に当社が弁護士を用いた場合には、弁護士報酬規定に基づく弁護士費用についても利用者の負担とします。」と定める条項（以下、条項③と言います。）について、削除ないし消費者契約法に適合するよう修正することを求めます。

## 第2 申入れの理由

### 1 規約の内容の一方的変更について

- (1) 条項①においては、貴社は、利用者への事前通知ないし承諾なしに規約を変更できる旨定めています。
- (2) 貴社の規約は、いわゆる定型約款（民法第548条の2ないし第548条の4）に該当すると解されます。定型約款中の条項の変更について、個別に相手方の同意なく変更できるのは、当該変更が相手方の一般の利益に適合するときか、当該変更が契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性などに照らして合理的なものであるときに限られます（民法第548条の4第1項1号2号）。また、同項の定めにより変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期を適切な方法により周知しなければならず、効力発生時期までに周知がなされなかった場合には、変更の効力は生じません（民法第548条の4第2項3項）。
- (3) しかし、条項①は、規約の変更が相手方即ち利用者の一般の利益に適合しない場合や、変更が民法第548条の4第1項2号の示す諸事情に照らして合理的なものとは言えない場合であっても、同意なしの変更を可能とするものとなっています。また、条項①には変更時の手続、即ち変更後の規約の効力発生時期についての定めや変更の周知方法についての定めが設けられていないため、効力発生時期を定めることなく、また変更

ついて周知することなく、同意なしの変更を可能とするものとなっております。

- (4) 消費者契約法（以下、「消契法」とします。）第10条は、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定めています。
- (5) 条項①は、規約の変更が消費者にとって不利益なものであったとしても、消費者への周知や消費者の同意がなくとも可能なものとなっており、消費者の権利を制限し、かつ信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（消契法第10条）と言えます。
- (6) したがって、条項①は、消契法第10条違反となり無効であるといえますので、削除ないし、同法に適合するよう修正を求めます。

## 2 合意管轄裁判所について

- (1) 条項②においては、貴社高松本社の所在地を管轄とする地方裁判所である高松地方裁判所を合意管轄裁判所とする旨定めています。
- (2) 貴社の取り扱う商品はインターネット通販により販売していることから、貴社商品を購入する消費者は日本全国各地に存在することが想定され、またそれゆえに貴社と訴訟において争うこととなる消費者も、全国各地に存在しうることになります。
- (3) 原則として訴訟管轄は民事訴訟法第4条ないし第7条によって定まるところ、条項②に基づけば、高松市から遠く離れた地域に居住する消費者であっても、高松地方裁判所において訴訟を行わなければならないこととなります。仮に、合意管轄条項が専属的合意管轄、即ち特定の裁判所にのみ専属的に管轄権を生じさせるものであるとすると、消費者の権利を制限し又は義務を加重するものであり、かつ信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（消契法第10条）と言えます。
- (4) したがって、条項②は、消契法第10条違反となり無効であるといえますので、削除ないし、同法に適合するよう修正を求めます。

## 3 弁護士費用について

- (1) 条項③においては、貴社が利用者に対する損害賠償責任の追及において

弁護士を用いた場合には、弁護士費用についても利用者の負担とする旨定めています。

- (2) 貴社が利用者に対し損害賠償責任を追及する場合としては、(A) 不法行為責任の追及、(B) 債務不履行責任の追及のいずれかであると考えられます。しかし(A)については、弁護士費用については相当と認められる範囲に限定される旨の最高裁判例(最判昭和44年2月27日)が存在します。また(B)については、弁護士費用を損害に含めることはできないとする旨の最高裁判例(最判昭和48年10月11日)が存在します。
- (3) しかし、条項③に基づくと、(A)の場合は相当と認められる範囲を超えて弁護士費用を利用者に請求することが可能となり、(B)については、判例上認められていないにもかかわらず、弁護士費用を利用者に請求することが可能となります。よって条項③は、消費者の義務を加重し、かつ信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの(消契法第10条)であると言えます。
- (4) したがって、条項③は、消契法第10条違反となり無効であるといえますので、削除ないし、同法に適合するよう修正を求めます。

以 上